

令和4年度（2022年度） 防府市奨学生募集要項

防府市では、向学心に富み、有能な資質を持っているが経済的理由によって修学することが困難な方に対して、学資の貸与を行い、将来社会に貢献しうる人材の育成を目的に奨学金貸付基金を設置しております。

防府市奨学金の概要

- ・ **月額最大5万円**（一般奨学金4万円＋定住促進奨学金1万円）を**無利子**で貸付します。
- ・ 希望する入学生には、**入学一時金として一般奨学金の一部をまとめて初回に貸付**します。（一般奨学金の一部を前貸しします。一時金の額は在学期間に変動します）
- ・ 大学等卒業後継続して3年以上防府市に定住した場合、**定住促進奨学金が返還不要**になります。

○奨学金の貸付を受ける方（防府市奨学生）の資格

- 1 本市に住所を有する方に扶養される方またはこれに準ずる方であること。
- 2 学校教育法に規定する大学（短大可・大学院不可）・修業年限2年以上の専修学校の専門課程の学生または令和4年4月に入学予定の方であること。
- 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な方であること。
- 4 学資の支出が困難な方であること（※）。
- 5 他の奨学資金の貸付を受けない方であること（併願可）。

※ 学資の支出が困難な方とは、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準に準じる方です。最新の所得課税情報（令和2年（2020年）中）の収入・所得で審査します。

○申請期間

令和4年（2022年）2月1日（火）～3月10日（木）

○奨学金の種類

防府市奨学金は一般奨学金と定住促進奨学金があります。防府市奨学生は一般奨学金、または、一般奨学金及び定住促進奨学金の貸付を受けることができます。

また、4月に入学する方は、希望により一般奨学金の一部を入学一時金として初回の貸付時にあわせて貸付けします（入学一時金の貸付を受ける場合は貸付月額を減額します）。

	一般奨学金	定住促進奨学金
貸付金額 (月額)	3万円 または 4万円 ※入学一時金の貸付を受ける方は指定の月額から1万円または5千円減額します	1万円
貸付対象	防府市奨学生	防府市奨学生で、大学等を卒業後継続して3年以上防府市に定住する意思のある方（一般奨学金に上乘せ）
入学一時金 (入学生のみ)	1万円または5千円に正規の修業月数を乗じた額	
貸付利子	無利子	
貸付期間	在学する学校の正規の修業期間	
募集人数	毎年20人以内	

《貸付例》

大学4年間、一般奨学金：月額4万円と定住促進奨学金：月額1万円を選択
うち、入学一時金として1万円×正規の修業月数（48月）の貸付を受ける場合

入学一時金の額

$$1万円 \times 48(月) = \underline{48万円}$$

貸付月額

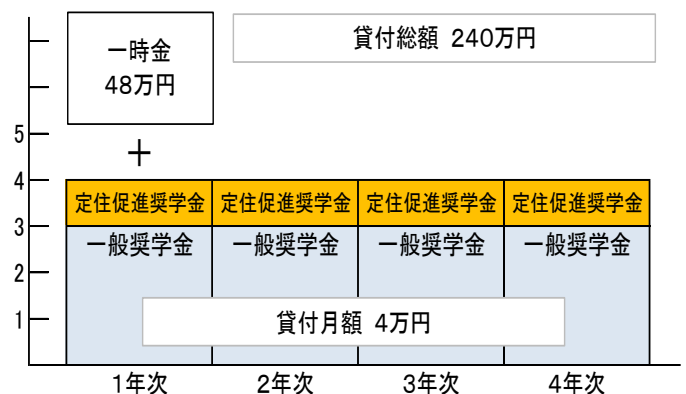
$$一般奨学金：4万円 - \underline{1万円} = 3万円 (A)$$

$$定住促進奨学金：1万円 (B)$$

$$A+B = \underline{4万円/月}$$

貸付総額

$$\underline{48万円} + \underline{(4万円 \times 48月)} = \underline{240万円}$$



※ すでに大学等に在学されている方は入学一時金の貸付は受けられません。
定住促進奨学金のみの貸付は受けられません。

○奨学金の貸付を受けるまでの手続き

① 奨学生の申請

以下の申請書類を防府市教育委員会教育総務課へ、申請期間内に提出してください。

防府市奨学生申請書類	（◎：全員提出が必要な書類、●：該当する方のみ提出が必要な書類）
◎ 奨学金貸付申請書（第一号様式）	
◎ 奨学生推薦調書（第二号様式）	
※大学等へ入学する場合は在学（出身）高校、既に在学している場合は在学において記入の上、提出してください。	
◎（１）承諾書 または	
（２）世帯全員の住民票及び保護者の最新の所得課税証明書	
【大学等に在学している方】	
● 申請年度の授業料年額が確認できる書類（大学等のホームページで確認できる場合不要）	
【新たに大学等に入学する方】	
● 入学予定校の合格通知書の写し（申請までに合格通知書が届く方のみ）	
【専修学校専門課程の学生または入学予定の方】	
● 在学学校または入学予定学校のパンフレット	

② 奨学生の仮決定

奨学生の仮決定は奨学生選考審査会の選考を経て、3月末頃仮決定通知を送付します。

③ 誓約書等の提出

仮決定通知を受け取った方は連帯保証人2人が連署した誓約書及び在学証明書（令和4年4月に入学する方のみ）等を提出してください。連帯保証人は、独立の生計を営む年齢25歳以上の方で令和2年度の市税を完納している方とします。なお、奨学金返還時に引き続き連帯保証人となりうる方をお願いします。

④ 奨学生の決定・奨学金の貸付

- 1 誓約書等の提出後、奨学生として決定した方には奨学生決定通知書を送付します。
- 2 奨学金は毎年度4月、7月、10月及び翌年1月の四期において貸し付けます。入学一時金については、初回の貸付（4月中～下旬予定）とあわせて振り込みます。
- 3 奨学生は奨学金の貸付にあたり、毎年度末に学業成績証明書の提出が必要になります。

《申請から貸付までのスケジュールイメージ》

2月			3月			4月			
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
← 申請(①) →					仮決定通知送付(②)		誓約書提出(③)	決定通知書送付(④)	初回貸付(⑤)

※ 書類の提出状況等により前後する場合があります。

○奨学金の休止・取消

- 1 奨学生が休学及び留年した場合には、その期間中、奨学金の貸付を休止します。
- 2 次の場合には奨学金の貸付を取り消します。
 - (1) 疾病その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき。
 - (2) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (3) 休学又は転学を承認しがたいとき。
 - (4) その他奨学生として適当でないとき。

○奨学金の返還

- 1 奨学金借用証書の提出
 奨学生は卒業・退学・辞退または奨学金の貸付を取り消しとなったときは、連帯保証人2人が連署した奨学金借用証書を提出してください。
- 2 返還方法及び期間
 - (1) 月賦、半年賦又は年賦をもって卒業の月の1年後から貸付を受けた期間の3倍の期間（1月に満たない端数期間があるときは、これを切り上げて得た期間）以内で返還しなければなりません。返還金はその全部又は一部を繰り上げて返還できます。
 - (2) 奨学生が退学・辞退・貸付の取り消しとなったときは、その事由が生じた月の1年後から奨学金を返還しなければなりません。
 - (3) 奨学金の返還方法は、防府市指定金融機関での口座振替による返還か、納付書による返還をお選びいただけます（返還方法は途中で変更することができます）。
- 3 返還の猶予
 疾病その他の事由で奨学金の返還が困難となった方については、願い出により返還の期間を猶予することができます。

【防府市奨学金返還例】

大学4年間貸付を受けた場合

貸付月額	貸付期間	貸付総額	返還回数（年数）	返還月額
30,000 円	4 年間	1 4 4 万円	1 4 4 回（1 2 年間）	10,000 円
			1 2 0 回（1 0 年間）	12,000 円
1 9 2 万円		1 4 4 回（1 2 年間）	13,333 円	
		1 2 0 回（1 0 年間）	16,000 円	
40,000 円		2 4 0 万円	1 4 4 回（1 2 年間）	16,666 円
			1 2 0 回（1 0 年間）	20,000 円

※ 端数は初回の返還に合算します。

定住促進奨学金返還支援制度を利用するために定住促進奨学金の返還猶予を受ける方は、一般奨学金のみの返還となります。（「定住促進奨学金の返還支援について」(p. 6)参照）

防府市奨学金 Q&A

奨学生申請手続きについて

- Q 1 令和4年4月に大学へ進学予定ですが、申請期間後に第1希望の大学の合格発表があり、申請時に進学先が決定していません。入学予定学校はどの学校を記入したらよいですか？
- A 1 申請時点で入学する見込の高い学校（第1希望等）を記入してください。申請書に記載の入学予定学校と実際の入学学校が異なった場合でも奨学生の決定に影響はありません。
- Q 2 すでに大学に入学している在学学生ですが、入学一時金の申請はできますか？
- A 2 申請時点ですでに大学等に入学されている在学学生の方は入学一時金を受けられません。
- Q 3 防府市奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構の貸与型奨学金の申請をします。併せて奨学金を受けることはできますか？
- A 3 防府市奨学金は他の貸与型奨学金と併用はできません。併願は可能ですので、申請時に他の貸与型奨学金の申請状況を申請書に記入してください(併願していることは選考に影響しません)。防府市奨学金の貸付を受ける場合は、他方の貸与型奨学金を辞退していただくことになります。
- Q 4 防府市奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請をします。併せて奨学金を受けることはできますか？
- A 4 防府市奨学金は給付型奨学金との併用は可能です。

奨学生仮決定後の手続きについて

- Q 5 令和4年度奨学生に仮決定しましたが、併願中の他の貸与型奨学金の結果が出ないため、締切までに辞退する奨学金を決められません。手続き等はどのようにしたらよいですか？
- A 5 他の貸与型奨学金の採用結果が不明等の理由で、仮決定通知でお知らせする締切までに誓約書等が提出できない場合は、締切までに申込・問合せ先の教育総務課へ御相談ください。また、他の貸与型奨学金を受けることになった場合は、防府市奨学金の辞退手続きが必要になりますので、同様に締切までに御相談ください。
- Q 6 令和4年度奨学生に仮決定しましたが、進学先が決まらず、浪人することになりました。予備校生として奨学金の貸付を受けられますか？または、進学予定の令和5年度に令和4年度奨学生の仮決定は持ち越されますか？
- A 6 令和4年度奨学生は令和4年度に大学等に在学されている方が対象になりますので、入学しなかった場合奨学生になることはできません（予備校は対象外）。また、令和4年度奨学生の仮決定は令和4年度に限りますので、改めて令和5年度奨学生に申請してください。
- Q 7 防府市奨学生に決定しましたが、いつ頃誰の口座に初回の奨学金が振り込まれますか？
- A 7 書類の提出状況等により前後しますが、4月中～下旬に奨学生の口座に振り込みをする予定です（振込日や振込金額は通知します）。振込口座の情報は誓約書等とあわせて提出していただきます。

定住促進奨学金の返還支援について

定住促進奨学金の貸付を受け、かつ、大学等卒業後継続して3年以上防府市内に定住した場合、定住促進奨学金の返還を市が支援します。

◎定住促進奨学金の返還支援について

◆対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ・平成28年度（2016年度）以降、新規に防府市奨学生の申請をした方のうち、定住促進奨学金の貸付を申請し、貸付の決定を受けた方
- ・大学等卒業後、継続して3年以上防府市内に定住した方

◆支援内容

卒業後、市内定住期間が3年を超えた時点で、返還支援の申請をした奨学生について、定住促進奨学金貸付額の全額を市が負担します。

＜例＞ 定住促進奨学金4年間貸付の場合

→貸付総額48万円（月額1万円×4年）を市が負担します。

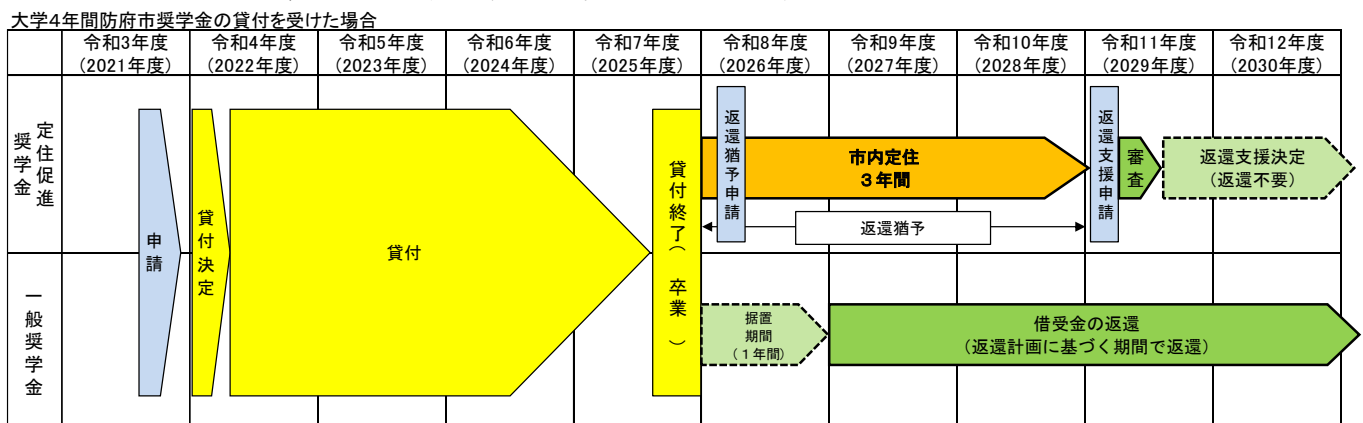
※ 一般奨学金は返還支援の対象になりません。

◆定住促進奨学金の返還支援までの流れ

卒業等による貸付終了後、定住促進奨学金返還猶予の申請を行い、3年間の返還猶予を受けます（一般奨学金については、卒業の月の1年後から返還が開始します）。

市内定住が継続して3年を越えた時点で、定住促進奨学金返還支援の申請を行い、審査ののち、返還支援が決定した場合、定住促進奨学金貸付額の全額を市が負担します。

《大学4年間貸付を受け、定住促進奨学金返還支援制度を利用する場合（イメージ）》



※ 大学等卒業後3年未満で防府市外へ転出した場合、定住促進奨学金を返還していただくこととなります。

【申込・問合せ先】

747-8501 山口県防府市寿町7番1号

防府市教育委員会教育部 教育総務課（市役所1号館3階）

電話：0835-25-2144 FAX：0835-22-5376